8　災害復旧事業関係

（１）農地、農業用施設の災害復旧事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

異常な天然現象（暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、低温、その他）によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧することを目的としています。

事業の内容

１　事業採択の条件

（１）事業費の最低基準

ア　箇所の工事の費用が 40 万円以上。

（２）１箇所工事の扱い

ア　常識的な意味の１箇所

イ　被災した箇所が 150m 以内の間隔で連続している場合。

ウ　間隔が 150m を超えても、１つの施設または２以上の施設にわたる工事で分離施行が従前効用回復上困難または不適当な場合の工事を１箇所と見なす。

たとえば用水路において被災箇所が 150m 以上離れている場合でも大きな分水支線等のない場合は１箇所工事と見なす。

（３）異常な天然現象とは最大 24 時間雨量 80mm 以上、最大時間雨量 20mm 以上、洪水は氾濫注意水位以上、10 分間の平均風速の最大が 15m/sec 以上、低温災害は、最近 10 ヶ年の凍結指数の最大値を越えること。干ばつは連続干天日数２０日以上。

2　復旧の形態

（１）原形復旧被災した施設と位置、形状寸法、材質の等しい施設に復旧する工事

（２）効用回復

施設に被害が無くとも災害により地形、地盤等が変化して原施設の効用が失われた場合に原施設の従前の効用を回復する工事。

（３）原形復旧不可能な場合の復旧

被災した施設を原形に復旧することが技術的に不可能な場合、被災前の位置に従前の効用を回復するために必要な施設をつくる工事。

（４）原形復旧が困難または不適当な場合の復旧

被災した施設を原形復旧することが可能であっても、災害による状況変化等により原形復旧することが技術的に不適当な場合、原形施設に替えて必要な施設をつくる工事。

（５）施設を統合する復旧

被災施設を個々に復旧するよりは統合して復旧する方が有利な場合、原施設の従前効用を限度として施設を統合する工事。

3　採択する工種

（１）農地……田、畑（牧草地は畑扱いとなります）

（２）農業用施設……水路、道路、頭首工、ため池、橋梁、揚水機、堤防、農地保全施設

（農業用施設は関係受益戸数２戸以上のこと）

4　事業主体

事業主体は、市町村、土地改良区、農協等で、県営事業に関連し又は高度の技術を必要とするものについては県が事業主体となることもあります。

補助率

1　基本率

農地 50%、農業用施設 65%

2　高　率

その年の１月１日から 12 月 31 日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設にかかる災害復旧事業費（査定額）について、市町村ごとに実関係農家戸数で除した１戸当りの額に応じ次により高率となります

（１）１次高率

１戸当りの事業費が８万円をこえ 15 万円以下の部分は

農地 80%、農業用施設 90%

（２）２次高率

１戸当りの事業費が 15 万円をこえる部分は

農地 90%、農業用施設 100%

補助率算定例

Ａ村の１月１日～12 月 31 日までに発生した災害復旧事業費（査定額）が農地 4,000 千円農業用施設 6,000 千円でその実関係農家戸数が 40 戸であった場合。

補助率算定式　１戸当り事業費＝(4,000＋6,000)÷40＝250,000 円
農地　{80,000×0.5＋(150,000－80,000)×0.8
＋(250,000－150,000)×0.9}÷250,000＝0.744
農業用施設　{80,000×0.65＋（150,000－80,000）×0.9
＋（250,000－150,000）×1.0}÷250,000＝0.860

上記計算の結果（注．補助率は小数点以下４位を４捨５入）
Ａ村の補助率は農地 74.4%、農業用施設 86.0%となります。

（３）連年災害補助率

その年を含む前３ヶ年の発生災害復旧事業費の合計が１戸当り 10 万円以上で、かつその年の１戸当り事業費が４万円以上の場合、３ヶ年合計の事業費に対し同上算定の方法で補助率を算定し、その率が現年災害分の事業費に対する補助率よりも高い場合はその補助率を適要します。

激甚災害

激甚災害に指定された場合には、下表の補助率が嵩上げされます。

暫定法による補助残の１戸当り事業費	嵩上げ補助率
０～１万円の部分	０％
１～２万円の部分	70%
２～６万円の部分	80%
６万円以上の部分	90%

事業の手順

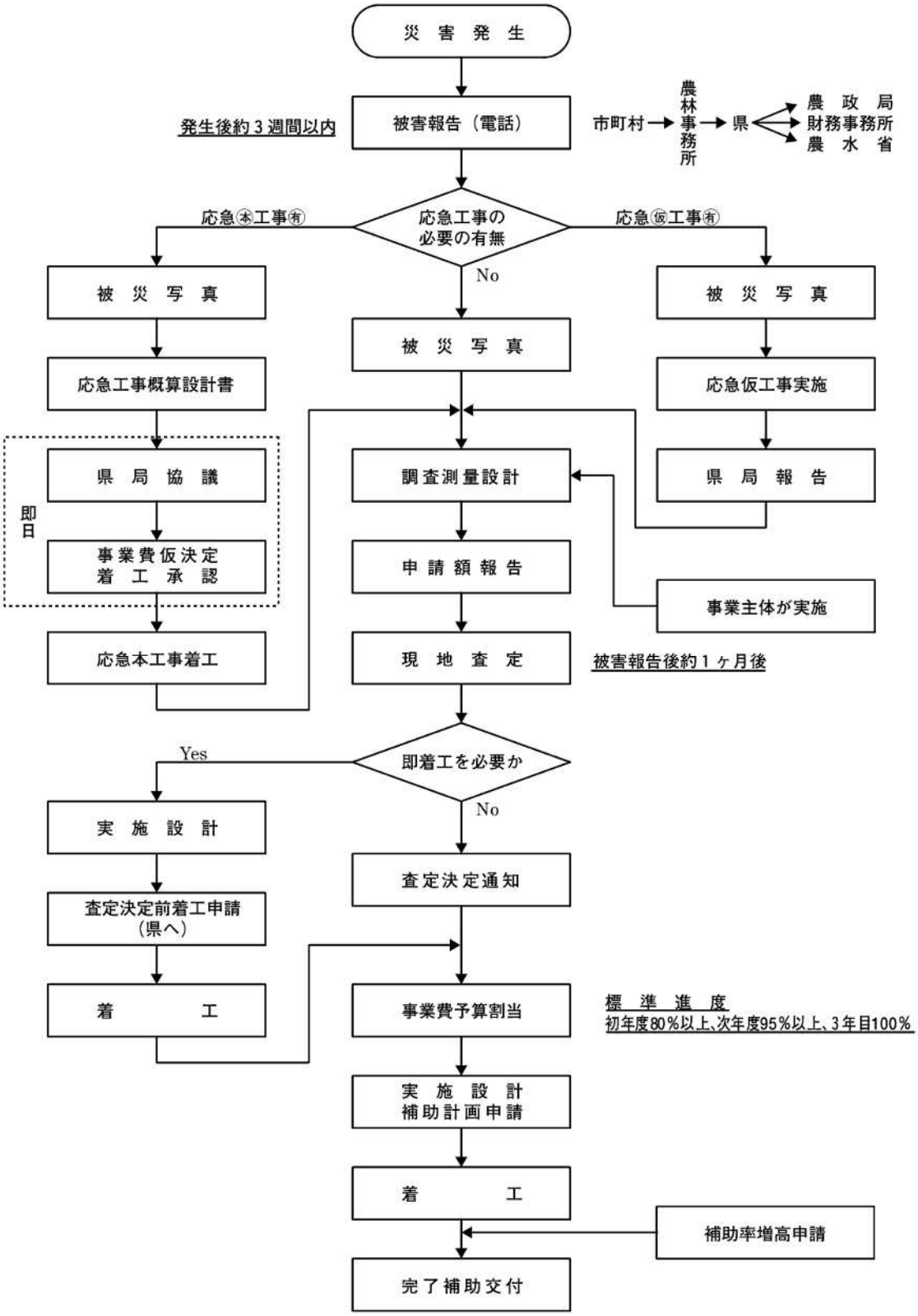
災害発生
発生後約３週間以内
被害報告（電話）
市町村
農林事務所
県
農政局
財務事務所
農水省
応急工事の必要の有無
応急㊍工事㊒
応急㊙工事㊒
No
被災写真
応急工事概算設計書
県局協議
即日
事業費仮決定
着工承認
応急本工事着工
被災写真
調査測量設計
申請額報告
現地査定
被災写真
応急仮工事実施
県局報告
事業主体が実施
被害報告後約１ヶ月後
即着工を必要か
Yes
No
実施設計
査定決定前着工申請
（県へ）
着工
査定決定通知
事業費予算割当
標準進度
初年度80％以上、次年度95％以上、３年目100％
実施設計
補助計画申請
着工
補助率増高申請
完了補助交付

（２）海岸保全施設の災害復旧事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

異常な天然現象（暴風、洪水、高潮、地震、その他）により生じた公共土木（海岸保全）施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的としています。

事業の種類

1　事業採択の条件

（１）事業費の最低基準

１箇所の工事の費用が 120 万円以上。

（２）１箇所工事の扱い

ア　被災した箇所が 100m 以内の間隔で連続しているものに係る工事。

イ　橋、水制、床止め、その他これらに類する施設について、被災した箇所が 100m を超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の２以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは１箇所工事と見なす。

（３）異常な天然現象の条件

ア　最大 24 時間雨量が 80mm 以上、時間雨量 20mm 以上。

イ　10 分間の平均風速の最大が平均 15m/sec 以上。

ウ　暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む）又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大であると認められるもの。

2　復旧の形態

（1）原形復旧

被災前の位置に、被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事。

（2）原形に復旧することが不可能な場合

原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効果を復旧するための施設をつくる工事。

（3）原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合

原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代るべき必要な施設をつくる工事。

3　採択する工種

堤防工、護岸工、胸壁工、樋門工、根固工、突堤工、消波工

4　事業主体

県、市町村（本県の海岸は県の指定管理により県営のみ）

補助率

国庫負担率

（1）その年の 1 月 1 日より 12 月 31 日までに発生した災害について、当該地方公共団体の当該年度（災害発生した年の 4 月 1 日の属する会計年度）の標準税収入の 1/2 に相当する額までの額について 3 分の 2。率は小数点 3 位まで 4 位以下 4 捨 5 入。

（2）同じく標準税収入の 1/2 をこえ 2 倍に達するまでの額に相当する額について 4 分の 3。

（3）同じく標準税収入の 2 倍をこえる額に相当する額については 4 分の 4。

（４）連年災害における国庫負担率の特例

その年を含む前 3 ヶ年の標準税収入額の合計額をこえる発生災害の時はその年の災害について前項（2）と（3）の「標準税収の 2 倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えた率となります。

事業の手順

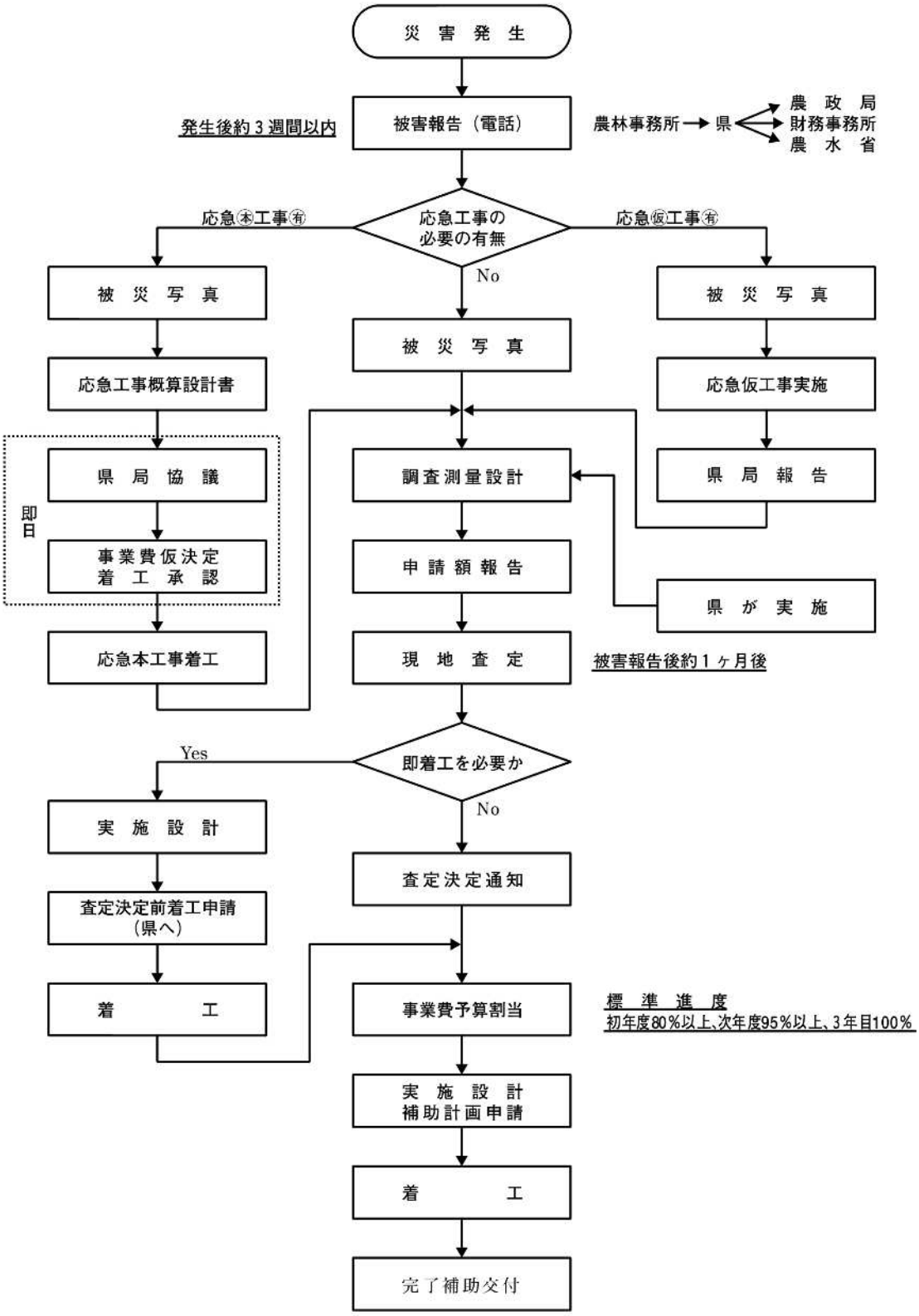
災害発生
発生後約3週間以内
被害報告（電話）
農林事務所 → 県
農政局
財務事務所
農水省
応急工事の必要の有無
応急㊍工事㊒
応急㊙工事㊒
No
被災写真
応急工事概算設計書
県局協議
即日
事業費仮決定
着工承認
応急本工事着工
被災写真
調査測量設計
申請額報告
現地査定
被災写真
応急仮工事実施
県局報告
県が実施
被害報告後約1ヶ月後
即着工を必要か
Yes
No
実施設計
査定決定前着工申請
（県へ）
着工
査定決定通知
事業費予算割当
標準進度
初年度80%以上、次年度95%以上、3年目100%
実施設計
補助計画申請
着工
完了補助交付

（３）災害関連事業の仕組みを教えてください。

災害関連事業の要旨

農地、農業用施設の災害復旧は暫定法およびその関係法令にもとづいて実施され、従前の効用回復を限度として復旧されますが、農業用施設にあっては単に従前の効用を回復しただけでは再度災害を被るおそれがあるものも少なくありません。このような農業用施設について、被災の原因、地形地盤等の変動等と被災後の状況変化ならびに被災施設に関連する残存施設の状態等を勘案して再災害を防止するように、災害復旧事業と併せて行う事業で、復旧施設またはこれに関連する施設を改良して、農業経営の安定を図り国土の保全に資するものです。

採択要件

復旧施設の被災原因の除去と復旧施設又はこれと関連する脆弱なる残存施設の補強を行う事業であり、再度災害を防止するための必要最小限度の機能増大を図ることは差支えないが、利用上の機能を増大することは許されない。

（１）事業費の最低基準

１箇所の関連工事費 200 万円以上。なお、取扱上 200 万円以上で本災の 100%以下のものをＡ項関連、その他のものをＢ項関連という。

（２）現地採択

Ａ項関連で１箇所 1,200 万円迄の地区は現地査定で採択

1,200 万円以上或は、Ｂ項関連は保留扱いとし本省決定

（３）当該施設について他の改良計画がないこと

災害復旧事業と合併施行する改良事業がある場合は、再災防止に必要な補強は合併する他事業で行わなければならない。

（４）事業効果が大であること

災害復旧事業と関連事業を併せて施行することによって構造物の安定性、耐用年数等が増大しなければならない。

採択工種

ため池、水路、道路、頭首工、橋梁、揚水機、海岸

補助率

基本補助率：国庫 50%、県補助残の 30%

（この事業は法律補助でなく予算補助であり「農地防災事業等補助金交付要綱」による

また、激甚災害に指定された場合には、補助率の増高措置がある）

事業の手順

被害報告、事業申請共に災害復旧事業の申請と同時に行い、その後の手順も災害復旧事業と同様。

（４）災害関連緊急地すべり防止工事の仕組みを教えてください。

要旨

災害関連緊急地すべり防止工事は、当該年の降雨・地震等のため農地保全に係る地すべり防止指定区域（指定予定区域を含む。）において、地すべりが活発となるか又はぼた山崩壊の規模が大きくなることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、実施するものです。

採択要件

当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、次期の降雨、地震等により地すべりが発生若しくは拡大して、農業・農業用施設その他公共土地施設等に被害を与えるおそれがある場合において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事であって、次の各号の一に該当するものです。ただし、１箇所の事業費が、おおむね 600 万円以下のもの又は地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生若しくは拡大した地すべりに係るものは除きます。

（１）災害復旧工事に特に先行して施工する必要のあること。

（２）公共の利害に密接な関連を有し、次の各号と一に該当すること。

ア　多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの

イ　鉄道、都道府県道（指定都市の市道を含む。）以上の道路又は迂回路のない市町村道、受益面積 100 ヘクタール以上の農道その他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

ウ　官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

エ　貯水量３万立方メートル以上のため池又は関係面積 100 ヘクタール以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの

オ　人家 10 戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

カ　農地 10 ヘクタール以上に直接被害を及ぼすと認められるもの（農地５ヘクタール以上 10 ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地 10 ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）

事業の採択及び実施

（１）災害関連緊急地すべり防止工事の採択に当たっては、当該工事に引き続いて翌年度以降に実施することが必要と認められる地すべり防止工事を併せて採択できます。

（２）都道府県知事は、地すべり防止区域として指定されていない地域において、災害関連緊急地すべり防止工事を実施しようとする場合は、地すべり対策担当部局間の調整を図った上で実施申請書を提出するとともに、速やかに地すべり防止区域の指定申請を行います。

（５）ため池災害関連特別対策事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

この事業は、激甚な災害を受け、災害復旧事業の施工のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できない場合に、被災のため池、被災ため池と一連の地域内にあるため池で緊急に対策が必要なもの又は、その上流域内に土砂崩壊等が発生し緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備を行うものです。

事業の工種区分

（１）被災ため池の未被災部分の工事。

（２）重ねため池等、同じ流域にあるため池の整備。

採択要件

（１）ため池の総貯水量が 1,000m³以上。

（２）工事費が 1,500 万円以上で、かつ、農村振興局長が別に定める場合を除き災害復旧事業の工事費を越えないこと。

（３）次のいずれかに該当するもの。

1）被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果が出来ないもの。

2）被災ため池と一連の地域内（被災ため池から半径 500m 以内の同一水系）

にあるため池、又は、その上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地農業用施設等に被害が生じているため池であって、次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、次のいずれかに該当するもの。

ア　被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果

が出来ないもの。

イ　鉄道、国道及び県道、又はう回路のない市町村道、受益面積 100ha 以上の農道その他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。

ウ　官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害のあるもの。

（４）原則として他の改良計画がないこと。

（５）想定被害額が総事業費以上であること。

事業主体

県

事業費負担

基本補助率：国…50%　但し激甚災害の場合、補助率が増高となる。
県…国の補助残の 50%、
地元…国の補助残の 50%

留意事項

（１）再度災害の恐れのあるため池とは次のとおりです。

１）堤体からの漏水が次のいずれかに該当する。

ア　堤長 100m 当りの漏水量 1.5L/s 以上。

イ　１日の漏水量が総貯水量の 0.1%以上。

ウ　パイピングの予兆が認められる。

２）堤体が、当初の断面に比して面積率で７％以上変形。

３）浸潤線が堤体下流法面の比較的高い位置に浸出し、漏水量の異常が認められるもの。

４）余水吐が破損しているもの又は断面不足のもの。

５）取水施設の脆弱化が破堤につながると判断されるもの。

６）当該災害により危険な状態となり、総貯水量の２分の１以上を確保できなくなったもの。

（２）「一定の計画」とは「土地改良事業設計指針ため池整備」

（３）一連の地域内ため池とは水系が同じでも被災ため池と連結しないものは含まれません。

（４）「農村振興局長が別に定める場合」とは、災害復旧事業と一体的に堤体補強工事又は、余水吐改修工事を施行することが経済的と認められる場合とします。

（５）事業の実施期間は原則として３ヶ年間以内とします。ため池災害関連特別対策事業の検討手順

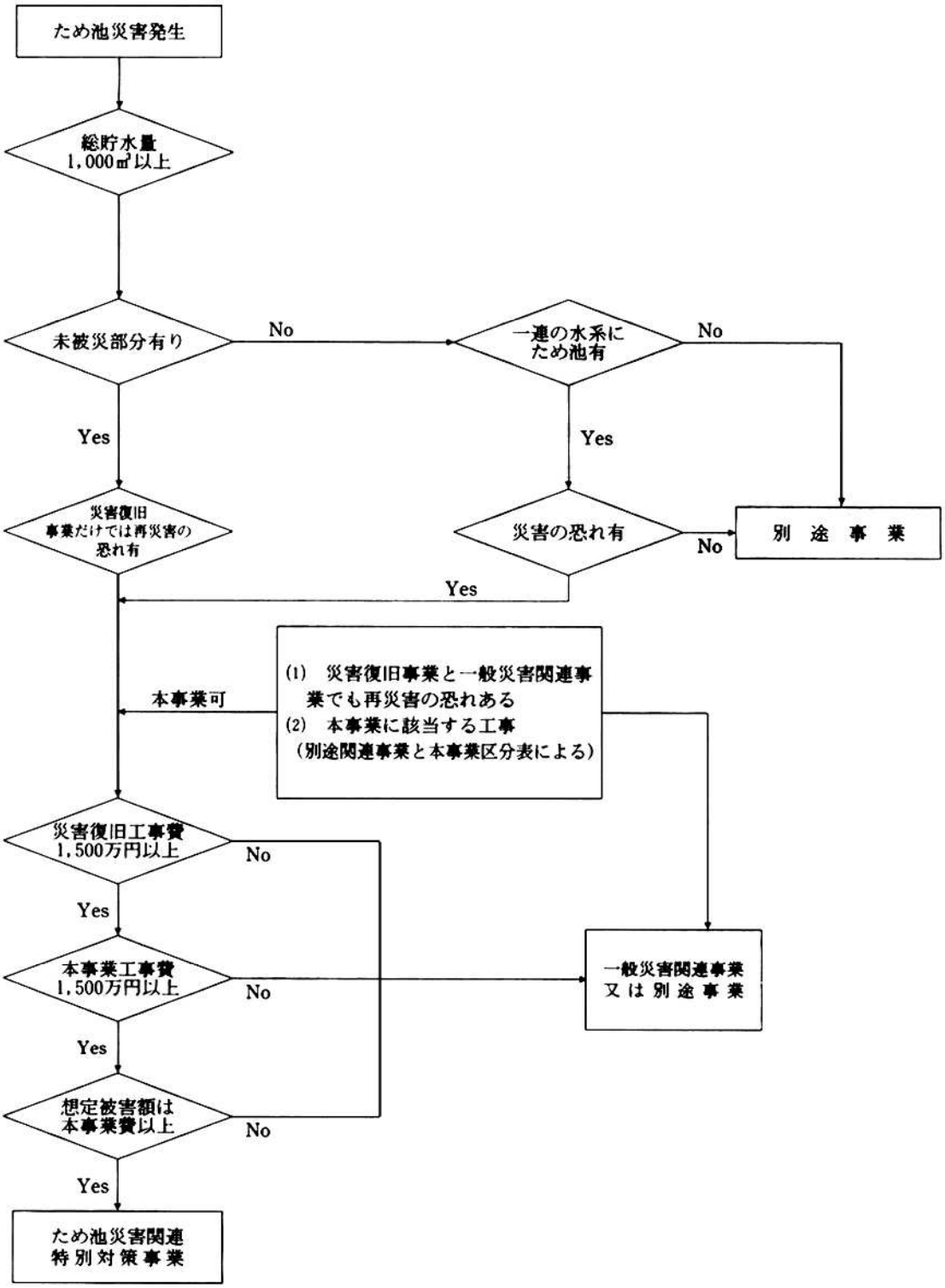
ため池災害発生
総貯水量
1,000㎥以上
未被災部分有り
No
一連の水系に
ため池有
No
Yes
Yes
災害復旧
事業だけでは再災害の
恐れ有
災害の恐れ有
No
別　途　事　業
Yes
(1)　災害復旧事業と一般災害関連事業でも再災害の恐れある
(2)　本事業に該当する工事
（別途関連事業と本事業区分表による）
本事業可
災害復旧工事費
1,500万円以上
No
Yes
本事業工事費
1,500万円以上
No
一般災害関連事業
又は別途事業
Yes
想定被害額は
本事業費以上
No
Yes
ため池災害関連
特別対策事業

対象箇所	災害関連事業	ため池災害関連特別対策事業	
		当該被害ため池	一連地域内ため池
流域土止工	（１）ため池の被災が上流部の土砂崩壊に起因することが明らかである場合で必要最小限度の土止工を新設する工事。	（１）該当なし。	（１）該当なし。
堤体	（２）堤体被災し、再度災害の恐れのある場合未被災部分を含め、堤防嵩上げ、断面拡大等の工事費算出し、災害復旧費との差額を関連工事とする。	（２）当該当ため池の被害が激甚であって災害復旧及び災害関連事業のみでは一定計画を満足しない場合において再度災害防止のため、未被災部分を含め一定計画に基づき実施する工事。	（２）次期出水等により災害のおそれがある場合、これを防止するため、一定計画に基づき実施する工事。
余水吐	（３）余水吐が被災しない場合で、堤体の被災が余水吐の狭少に起因することが明らかな場合、余水吐を改修する。	（３）原則として左の事業で実施しない場合、一定計画に基づき改修する。	（３）余水吐が破損している場合又は断面が不足している場合、余水吐を改修する。

取水施設	（４）堤体の復旧に関連して堤体の安定上、取水施設の改修を行う必要のあるとき、その工事費と原工法による復旧費との差額。	（４）原則として左の事業で実施しない場合、一定計画に基づき改修する。	（４）取水施設の脆弱が破堤につながると判断される場合、取水施設を改修する。
一連地域内ため池	（５）重ねため池の上流ため池の災害復旧に伴って、必要を生じた下流ため池の改修工事。例えば上段ため池の余水が下流のため池に流入している場合、上流のため池被災で余水吐が吐ききれず下流ため池が決壊する恐れがあるため、下流ため池余水吐も併せて拡大する。		（５）当該ため池と一連地域内にあるため池で、次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれのあるものについて一定計画において堤体、余水吐、取水施設を新設又は改修する。
その他	（６）その他前各号に掲げたものに類する工事。	（５）その他前号が掲げたものに類する工事。	

（６）農地災害関連区画整備事業の仕組みを教えてください。

目的

被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する未被災農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全に資することを目的としています。

事業根拠

予算補助

要綱等

農地災害関連区画整備事業実施要綱、同左要領、通達、質疑応答

採択要件

次のすべての要件を満たすこと。

・工事費４百万円以上
　（災害復旧事業の被災面積、工事費を原則として超えないもの)
・受益戸数が２戸以上
・事業効果が大きいこと（農地の整備に用する費用＜復旧限度額）
・面積の５割以上が被災
・補助残の 1/2 以上は地方公共団体負担

補助率

農地 50%、施設 65%（施設については激甚災による嵩上げあり）

留意事項

（１）整備水準は現行ほ場整備事業と同程度

（２）換地費計上可

採択申請に必要な資料

・事業採択申請書

・事業計画概要書事業費内訳表

・計画概要図

・位置図（５万分の１）

・計画平面図等（被災面積を赤色にて明示する）

・被災写真（本災に係るもの及び全景写真等）

・その他必要書類

財政措置

（１）県・市町村負担に対する起債措置があります。

（２）起債償還費に対する財政措置があります。

参考

（１）補助率実績

Ｈ元、59.2～70.8%、平均 62.0%

Ｈ２、50.0～77.9%、平均 73.2%

（２）申請時期

災害査定後（関係者の同意を得たのち）

（３）採否決定時期

申請後 60～90 日程度

農地災害関連区画整備事業実施フロー

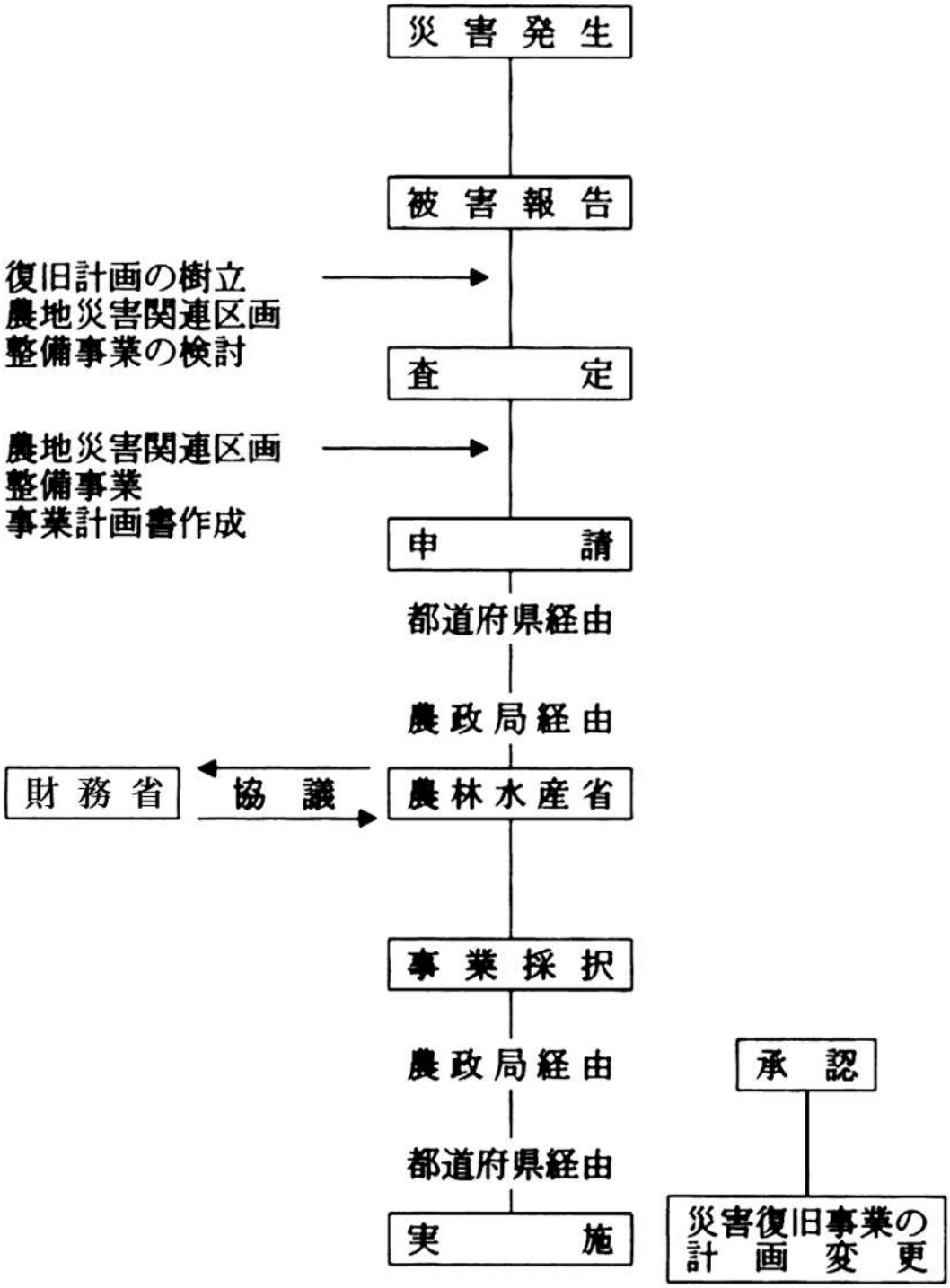

（７）災害関連農村生活環境施設復旧事業の仕組みを教えてください。

目的

災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成に資することを目的としています。

事業根拠

予算補助

要綱等

災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱、同左要領、質疑応答

採択要件

次のすべての要件を満たすこと。

・農村生活環境施設とは「集落排水施設」「営農飲雑用水」「農村公園」等で農業農村整備事業により整備された施設
・工事費２百万円以上（12 百万円以上は本省協議）
・受益戸数が２戸以上
・「災害復旧事業」と同一地域内で実施すること（落雷については単独でも採択）

補助率

５０％（激甚災害に指定された地震災害による集落排水施設復旧事業費が甚大な市町村８０％）

本事業の調査は災害復旧事業の査定の際併せて実施する。

採択申請に必要な資料

・事業採択申請書┐ 災害発生後 60 日以内

・事業計画概要書┘

・箇所別調書（査定時）

・箇所別概要書（意見不一致の場合）

採否決定時期（運用及び実施）

工事費 12 百万円未満、災害査定と併せ行う現地調査時に決定

工事費 12 百万円以上、本省協議（現地調査後 60 日程度で決定）

県・市町村負担に対する起債措置

集落排水施設のみについてあり（100%）、農村公園施設、営農飲雑用水施設のみについては、普通交付税を決定する場合の基準財政需要額に補助残が算入されます。

事業実施フロー

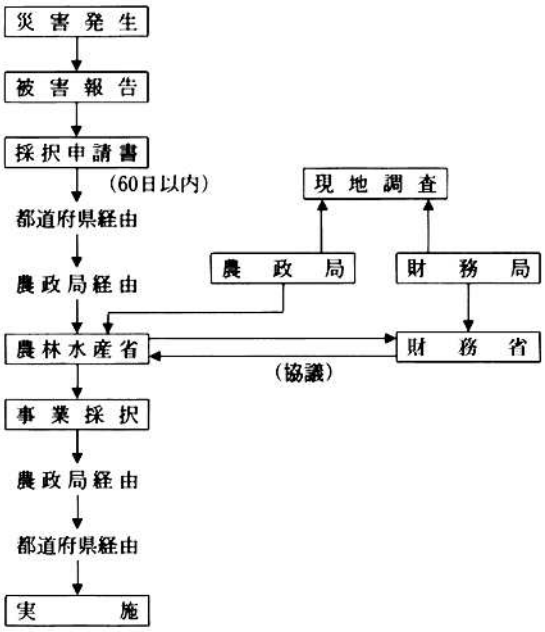

（８）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付制度の仕組みを教えてください。

目的

災害を受けた農地、農業用施設、海岸及び地すべり防止施設の査定設計書を作成するために要した経費（調査、測量、試験または設計）を補助することを目的としています。

要綱

農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱

採択要件

第１要件を満足したうえで、第２要件または第３要件のどちらかを満足すること。

（１）第１要件（必須要件）

補助金の合計額が事業主体ごとに農村振興局長が別（下表）に定める金額以上であること。

（参　考　令和４年災適用金額）第１要件

事　業　主　体	被　　災　　区　　分	
	農地・農業用施設	海岸及び地すべり防止施設
都　道　府　県	1,200万円以上	1,500万円以上
市町村、土地改良区等	120万円以上	150万円以上

（２）第２要件（選択要件）

１）　農地・農業用施設の場合

農林水産業施設災害復旧事業が、次のアまたはイのどちらかを満足すること。

ア　被害が激甚なことにより国の補助率が農地にあっては 50%、農業用施設にあっては 65%を超えること。

イ　事業主体ごとの決定事業費（査定により決定された事業費）の総額が、農村振興局長が別（下表）に定める金額以上となること。

（参　考　令和４年災適用金額）第２要件

事　業　主　体	被　災　区　分
	農地・農業用施設
都　道　府　県	3,000万円以上
市町村、土地改良区等	

２）　海岸及び地すべり防止施設の場合

公共土木施設災害復旧事業が、次のウまたはエのどちらかを満足すること。

ウ　被害が激甚なことにより国の補助率が 66.7%を超えること。

エ　事業主体ごとの決定工事費（査定により決定された工事費）の総額が、農村振興局長が別（下表）に定める金額以上となること。

（参　考　令和４年災適用金額）第２要件

事　業　主　体	被　災　区　分
	海岸及び地すべり防止施設
都　道　府　県	45億円以上
市町村、土地改良区等	3,000万円以上

（３）第３要件

その他農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業であること。

（参　考　令和４年災適用された基準）第３要件

基準		備考
該当箇所	要件	
①　ため池及び頭首工を全面改修する箇所（の工事）（農林水産業施設災害復旧事業に限る。）	１か所の委託費等の実支出額が200万円以上かつ決定事業費の５％以上であること。	
②　地すべり対策工法を実施する箇所（の工事）	１か所の委託費等の実支出額が500万円以上かつ決定事業費の７％以上であること。	
③　橋梁に係る箇所（の工事）		
④　特殊な工法を実施する箇所（の工事）		【特殊な工法】 補強土壁工法（ワイヤーウォール工法）、補強アンカー工法（VSL工法）、推進工法、PIP工法、ニューマチックケーソン工法及びこれに類似する工法
⑤　災害復旧の対象施設の種類（農地、農業用施設、海岸及び地すべり防止施設。なお、海岸及び地すべり防止施設にあっては、農村振興局、林野庁股は水産庁が所管するものの別による。）の種類別の被災箇所数及び被災金額についての農林水産省に対する書面による報告における令和４年の被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）の合計が、過去5か年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）を超えた申請者（土地改良区等団体においては市町村）の区域において実施する箇所（の工事）	3以上の地方公共団体又は都道府県土地改良事業団体連合会において災害時の相互応援協定に関する協定（人員及び資機材の配備に関するもの。）を締結している市町村に限る。	令和４年災から追加された基準である。 【基準の要約】 該当する市町村において、 ・　激甚災害を除いた過去5か年の平均被災箇所数＜現年の被災箇所数 かつ ・　3者で災害時の相互応援協定を締結していること。

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

補助率

補助対象額の１／２

※　補助対象額は申請される要件（第２要件または第３要件）により算定方法が異なります。

このため、委託契約金額が補助対象額になるとは限りません。

※　令和４年災における委託契約金額に対する補助金額の割合は、平均で約 32.8%となっています。

（参　考）補助対象額の算定例

①　第２要件の場合

実支出額と積上算定額のいずれか低い方が補助対象額となる。

なお、事業主体は団体とし、農地・農業用施設の場合とする。

①－１　実支出額の算定手順

ア　委託業務、災害査定申請や結果を整理する。

単位：千円

委託契約金額			16,000
査定設計委託費対象額	13,000		
		未申請他	3,000

申請額	21,000
決定事業費　18,000	査定　3,000

未申請他：委託業務内容のうち、災害査定に申請しなかった額や
査定設計書を作成するために要した経費以外の額

イ　実支出額の算定

実支出額　＝　査定設計委託費対象額　－　対象外経費

対象外経費

＝ 査定設計委託費対象額 × （ 決定事業費 ／ 申請額 ）

＝　13,000　×　（　18,000　／　21,000　）

＝　11,143　千円

実支出額 ＝ 13,000　－　11,143　＝　1,857　千円

①－２　積上算定額の算定手順

ア　委託業務内容のうち災害査定を受け、決定事業費が定まった箇所を規定された決定事業費の階層区分に仕分けする。

イ　各階層に規定された率を乗算し、その階層の金額全てを合算し、積上算定額となる。

例　3か所（a,b,c）申請しており、決定事業費18,000千円。

【決定事業費の内訳】

aが15,000千円、bが2,000千円、cが1,000千円。

積上算定額　　単位：千円

階層区分	決定事業費	率	乗算後
A　100万円以下	1,000	0.205	205
B　500万円以下	2,000	0.192	384
C　1000万円以下	15,000	0.174	2,610
D　3000万円以下	0	0.151	0
E　1億円以下	0	0.116	0
F　1億円越	0	0.060	0
積上算定額			3,199

※　率は、災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱第４に規定されている。

積上算定額は、3,199千円となる。

①－３　補助対象金額の決定

補助対象金額は、実支出額と積上算定額のいずれか低い方となるので、

実支出額		積上算定額
1,857　千円	＜	3,199　千円

実支出額1,857千円が補助対象金額となる。

②　第３要件の場合

実支出額が補助対象金額となる。

実支出額の算定手順は、第２要件の場合と同じである。